令和８年（フ）第５２９６号
大阪府豊中市北桜塚３丁目８番30―303号
債務者　平田　轄典
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２９７号
大阪府豊中市北桜塚３丁目８番30―303号
債務者　平田　律子
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５３０４号
大阪府豊中市曽根西町３丁目４番13―108号
債務者　安永　　茜
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４１０号
大阪市東淀川区下新庄４丁目４番14号　ブリランテ１番館　401号
債務者　正木　里奈
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４１８号
大阪市天王寺区北河堀町９番19号　オリエントシティ天王寺403号
債務者　ＹＡＮＧ　ＪＵＮＧ　ＮＡＭ　梁　正男
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４７７号
大阪市生野区中川西１丁目９番12号、前住所広島市南区東雲１丁目10番25号
債務者　伊藤　　誠
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５５３６号
大阪府東大阪市西石切町２丁目８番31号　リバティハウス　403
債務者　森芳　範子
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５６０６号
大阪府八尾市緑ヶ丘５丁目68番地の３　ビスタ緑ヶ丘202号
債務者　松本　未貴
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５６２３号
大阪府茨木市畑田町17番21号　リバーコーポラス　407号
債務者　歸坂亜寿香
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５６２７号
大阪市城東区今福東３丁目12番22号　ニューハイツ川端　101号
債務者　長谷　正大
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５６５５号
大阪市浪速区恵美須西３丁目61番地２　マンションぐっど６階609号室、住民票上の住所大阪市浪速区恵美須東２丁目９番８―401号
債務者　岩本　　茂
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５６８１号
大阪市西成区天下茶屋北１丁目３番19号
債務者　稲生　英治
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５６８６号
大阪府枚方市渚南町44番13―202号
債務者　三橋亜里紗（旧姓岡田）
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５６８９号
大阪市此花区伝法４丁目６番９号　山中　方
債務者　藤井　笑子
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５７７０号
大阪市福島区吉野５丁目13番23―301号
債務者　奥本　剛史
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５７８５号
大阪府東大阪市花園東町１丁目13番21号　カホルール花園　202号
債務者　水野　裕美
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５７９３号
大阪府交野市私部４丁目57番15号
債務者　松井　　恵
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部